

燕労災病院海外留学研修資金貸与規程

令和3年8月27日制定

(目的)

第1条 燕労災病院に勤務、または勤務予定の医師に対し、予算の範囲内において海外留学研修資金を貸与することにより、県央基幹病院開院の準備に参画する医師を育成し、県央基幹病院の円滑な開院を目指すことを目的とする。

(海外留学研修)

第2条 この規程における海外留学研修とは、海外留学研修を希望する者から申請された2年間の海外留学研修で、病院長が認めたものをいう。

2 この規程に基づき貸与する研修資金（以下「研修資金」という。）の貸与を受けようとする者は、第1号様式により申請書を病院長に提出しなければならない。

3 病院長は、前項の規定による研修資金の貸与の申請があったときは、提出された申請書の審査及び面接による選考を行って貸与の可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

(貸与)

第3条 研修資金は、以下の者を対象とする。

(1) 概ね45歳までの者で、燕労災病院に勤務している又は勤務する予定であつて、県央基幹病院開院の準備に携わる、救急若しくは総合診療を担当する常勤医師又は麻酔科の常勤医師（以下「常勤医師」という。）

(2) 燕労災病院が協力型臨床研修病院となっている基幹型臨床研修病院の臨床研修医で、燕労災病院で研修を行う臨床研修医（以下「臨床研修医」という。）

(研修資金の額及び貸与期間)

第4条 研修資金の額は、次の表に定めるとおりとし、貸与期間は2年間とする。

区分	研修資金の額（2年間総額）	
	常勤医師	臨床研修医
オンライン留学研修 及び現地研修	10,000,000円 1年当たりの上限は総額の 2分の1の額とする	10,000,000円 1年当たりの上限は総額の 2分の1の額とする
オンライン留学研修	2,500,000円 1年当たりの上限は総額の 2分の1の額とする	2,500,000円 1年当たりの上限は総額の 2分の1の額とする

2 前項の規定にかかわらず、経営学修士（MBA）等、病院長が必要と認める場合は、額及び貸与期間を変更することができる。

- 3 研修資金は無利息とする。
- 4 研修資金の貸与を受けた者（以下「留学研修生」という。）は、第2号様式により借用証書を病院長に提出しなければならない。

（連帯保証人）

- 第5条 研修資金の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立てなければならない。
- 2 前項の保証人は、研修資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第8条の規定による延滞利息を包含するものとする。

（返還の債務の免除）

- 第6条 病院長は、留学研修生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、研修資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 常勤医師である留学研修生が留学研修を修了し、引き続き、留学研修の期間を除き継続してオンライン留学研修及び現地研修の場合は2年以上、オンライン留学研修の場合は6か月以上、燕労災病院又は県央基幹病院において勤務したとき。
- (2) 臨床研修医である留学研修生が留学研修を修了し、臨床研修中の勤務期間を含めてオンライン留学研修及び現地研修の場合は2年6か月以上、オンライン留学研修の場合は2年以上、燕労災病院又は県央基幹病院において勤務したとき。

ただし、臨床研修中の勤務期間を超える勤務期間については、臨床研修中の勤務期間終了後、引き続き勤務するものとする。

- 2 返還の債務の免除を受けようとする者は、その事由発生後1月以内に第3号様式により申請書を病院長に提出しなければならない。
- 3 病院長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、返還債務の免除の可否を決定し、その結果を留学研修生に通知するものとする。

（返還）

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、留学研修生は、病院長が指定する期日までに分割して又は一括研修資金を返還しなければならない。

- (1) 留学研修を修了しなかったとき。
- (2) 前条の要件を満たさないこととなったとき。
- (3) 前条の要件を満たす前に業務外の理由により死亡したとき。

- 2 前項の規定により研修資金を返還する者は、第4号様式により届出書を病院長に提出しなければならない。

（延滞利息）

- 第8条 留学研修生は、正当な理由がなく研修資金を返還すべき日までにこれを返還

しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を払わなければならない。

(異動等の届出)

第9条 留学研修生は、次に掲げる事由が生じたときは、第5号様式により届出書を病院長に提出しなければならない。

- (1) 留学研修生又は連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- (2) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (3) 留学研修生の勤務先に変更があったとき。

(研修修了証等の提出)

第10条 留学研修生は、研修修了後に修了証等を病院長に提出しなければならない。

附 則

この規程は令和3年8月27日から施行する。